

(資料三)

平成十九年六月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	2
島根県県税条例の一部を改正する条例	2
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	3
島根県収入証紙条例の一部を改正する条例	4
島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	4
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	5
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	6

平成19年6月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第86号議案

郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

郵政民営化法の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

日本郵政公社の解散に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 島根県情報公開条例
- (2) 島根県個人情報保護条例
- (3) 島根県風致地区条例

3 施行期日

平成19年10月1日から施行する。

第87号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、雇用保険法の失業等給付に準じている失業者の退職手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 雇用保険法の基本手当に相当する失業者の退職手当の受給資格要件の改正

改正前	改正後
勤続期間6月以上	勤続期間12月以上（雇用保険法の特定受給資格者（倒産、解雇等による離職者をいう。）に相当するものとして知事が定めるものにあつては、6月以上）

- (2) 船員保険制度のうち雇用保険に相当する部分が雇用保険制度に統合されることに伴う規定の整理

3 施行期日

平成19年10月1日から施行する。ただし、2の(2)については、平成22年4月1日から施行する。

第88号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

第89号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

平成19年度地方税制改正による地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 信託に係る税制の見直しに伴う規定の整備

ア 法人課税信託の引受けを行う個人に対し課税する法人県民税の課税地を追加すること。

イ 法人課税信託の受託者で県内に事務所又は事業所を有するものは、法人課税信託の引受け等に関する届出書を知事に提出しなければならないこと。

ウ 特定信託の法人課税信託への統合に伴う規定の整理

(2) 狩猟税の税率の特例の廃止

3 施行期日

信託法附則第1項の政令で定める日から施行する。ただし、2の(2)については、公布の日から施行する。

第90号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる事務を松江市に権限移譲すること。

ア 特定非営利活動促進法に基づく事務

(ア) 設立の認証、認証の申請に係る公告及び関係書類の縦覧並びに不認証の通知

(イ) 登記の完了の届出の受理

(ウ) 不正行為等の報告の受理

(エ) 役員の氏名等の変更の届出の受理

(オ) 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理

(カ) 事業報告書等の受理及び閲覧の実施

(キ) 仮理事及び特別代理人の選任

(ク) 解散の認定及び解散の届出の受理

(ケ) 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の承認

(コ) 合併の認証

(サ) 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理

(シ) 裁判所に対する意見の陳述及び調査

(ス) 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令

(セ) 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付

(ソ) 警察本部長の意見の聴取

イ 租税特別措置法施行令に基づく事務

特定非営利活動法人に法令違反等の疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付

(2) 市町村に権限移譲した鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務に係る所要の改正

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止

の目的又は特定鳥獣の数の調整の目的で捕獲等又は卵の採取等をしよ
うとする場合の許可の対象から、チュウサギを削り、アオサギを加え
ること。

イ 飼養の目的で捕獲をしようとする場合の許可の対象から、ホオジロ
を削ること。

ウ その他規定の整理

(3) 引用する条項の整理

3 施行期日

2の(1)については平成19年10月1日から、2の(2)については公布の日か
ら、2の(3)については都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第
1条の政令で定める日から施行する。

第91号議案

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民の利便性の向上を図るため、オンラインによる方法により行われる
申請等に係る使用料及び手数料の収入の方法について所要の改正を行う必
要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料のうち、オンラ
インによる方法により行われる申請等に係るものの徴収については、証紙
による収入の方法によらないことができること。

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日か
ら施行する。

第92号議案

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

犯罪による収益の移転防止に関する法律の制定等に伴い、警察本部の内
部組織に係る所掌事務について所要の改正を行う必要がある。これが、こ
の条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 刑事部の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に関することを追加すること。
- (2) 警務部の所掌事務に情報の公開に関すること及び個人情報の保護に関することを明記すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第93号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

青年農業者等早期経営安定資金制度を設けること及び農業法人等雇用就農資金制度を廃止することに伴い、これらの返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 青年農業者等早期経営安定資金に係る返還免除

ア 貸付金の種類

県内の農業の担い手を育成確保するため、次に掲げる者に資金の貸付けを行う市町村に対して、1年間を超えない期間貸し付けた資金

(イ) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に定める就農計画の認定（以下「認定」という。）を知事が別に定める期間（以下「対象期間」という。）において受けた青年農業者（認定の時において15歳以上40歳未満である者で、認定に係る就農計画に基づく12月以上の研修を終了したものをいう。以下同じ。）で、当該就農計画に従って新たに自ら農業の経営を開始したもの

(イ) 県内農業法人等（県内において農業を営む個人又は農業法人であって、知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）で、認定を対象期間において受けた青年農業者が認定に係る就農計画（将来青年農業者がその経営を継承する内容のものに限る。）に従ってその営む農業に就業したもの

(ウ) 認定を対象期間において受けた県内農業法人等で、認定に係る就農計画（将来青年農業者にその経営を継承させる内容のものに限

る。)に従ってその営む農業に青年農業者を就業させたもの

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者が、資金の貸付けを受けた日から5年間県内において専門的に農業に従事したとき。

債務の全部

(イ) 県内農業法人等に雇用された青年農業者が、県内農業法人等が市町村から資金の貸付けを受けた日から5年間県内において専門的に農業に従事した場合で、その経営を継承し、又はその経営に従事しているとき。 債務の全部

(ウ) 青年農業者が、死亡したとき。 債務の全部又は一部

(エ) 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者又は県内農業法人等が、災害、疾病その他やむを得ない事由により市町村に貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

(2) 返還債務を免除できる貸付金のうち、農業法人等雇用就農資金を削ること。

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、公布の日から施行する。

第94号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条の政令で定める日から施行する。